

(11) 法第 34 条第 14 号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

オ 従業員宿舍

市街化調整区域内にある事業所（合法的に建築されたもの又は線引き前から引き続き存するものに限る。）において業務に従事する者の宿舍、寮等であって、次の要件を満たすもの。

- (ア) 申請建築物と事業所との距離等が次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - a 事業所と同一敷地において建築するもの。
 - b aに該当しない場合、事務所が市街化区域から 300m 以上の距離がある場合に限り、原則既存集落内において、次のいずれかの要件を満たす土地に建築されるもの。
 - (a) 事業所と市街化区域との距離が 300 メートル以上 600 メートル未満の場合は、事業所からの距離が、事業所と市街化区域との距離の 1/2 以下の距離にある土地
 - (b) 事業所と市街化区域との距離が 600 メートル以上の場合、事業所から 300 メートル以内の距離にある土地
- (イ) 事業の規模等を勘案して必要最小限のものとする事。
- (ウ) 建築物が 3 階以下の階数であること。
- (エ) 隣接土地所有者の同意を得ていること。
- (オ) 入居者が、当該事業所で働いている職員に限定されることが明らかであること。